

平成18年度事業計画書

新年度を迎え、我が国の景気は緩やかに回復しつつあり、デフレ脱却の傾向にあります。

しかし、不安定な原油、資源価格や、海外経済の動向など、楽観できない要因もあること、また超高齢化社会、少子化傾向による人口減少社会に足を踏み入れようとしていることも、また確かであります。

こうした中、我々アミューズメント業界は、様々な困難や課題を乗り越え、本年はメーカー、施設営業者、流通共々それぞれの分野で元気になり、希望に満ちた年であると決意を新たにしたいものです。

継続案件となった「ITネットワークの共有化」を図る「課金システム（電子マネー）」については、昨年度に引き続き、「Edy」システムの実験店舗（セガ大崎店）の実証データを検討すると共に、大規模店だけでなく中小規模店においても採用できるような簡易システムの構築を目指します。

また、JAMMA、AOU、NSAの三団体統合につきましては、「三団体統合準備委員会」を新たに発足させ、業界共通の利益を図るべく中味についてさらなる検討を行い、9月までに事務処理を行うこととしております。

同時に、業界だけでは解決できない諸問題については、これを業界の声として、国や行政庁に積極的に訴え、その実現を図って行くことが大事な使命であります。

協会は、各種事業活動を絶えず前向きの姿勢でトライすることを心懸け、平成18年度の事業計画を以下の通り推進します。

1. アミューズメントマシン産業に関する調査研究事業(4,292千円)

(1) ITネットワークシステムの推進(理事会)

施設におけるキャッシュレス決済システムの導入を積極的に推進し、売上管理の合理化、人件費の削減、料金設定等共通の課題についてモデルシステムの実施試験を行う。

(2) アミューズメント産業界の実態調査(調査情報部会-三団体特別委員会)

アミューズメント産業界の実態についてJAMMA、AOU及びNSAの三団体共同事業として調査を行い、機械製造、流通販売、施設営業、ソフトの供給等の市場の実態を把握する。

(3) 知的財産権確立支援(調査情報部会-知的財産委員会)

- (i) 会員からの要請に基づき、国内特許・意匠等の登録出願の際に必要な上映証明、商標の使用証明等、証明書の発行を行い、会員の知的財産権の確立に協力する。また、海外における知的財産権の問題に積極的に取り組む。
- (ii) 会員相互の知的財産権に係わる国内外問題を支援するため、研修会及び勉強会の実施検討を行う。
- (iii) 会員の商品開発及びこれに伴う技術開発に関する情報の蓄積について協会として採りうる方策の検討を行う。
- (iv) 米国特許庁及びWIPO等との連携を図り知的財産の保全に係わる情報の収集を行なう。また、国際知的財産保護フォーラムの活動に協力し、政府および他産業界と協調した模倣対策を推進する。

(4) 景品提供営業のあり方についての調査研究(AMプライズ部会)

景品提供営業の比重が大きくなっている現状に対応すべく、適正な景品、景品提供機のガイドおよび営業方法について調査研究するとともに、景品提供営業の活性化に向けた活動について検討する。

- (i) 会員、非会員を問わず景品提供に携わる企業に対する啓蒙活動を推進し、景品及び景品提供営業の適正化を推進するとともに、景品提供事業者のニーズを把握するための諸活動を行なう。
- (ii) 景品提供営業の活性化に向けた調査、研究に着手するとともに業界として採りうるプロモーション活動について検討を行う。
- (iii) 景品提供営業について各地のロケーションを視察し、営業実態の把握に努める。

(5) メダルゲーム機に使用するメダルサイズの統一に関する調査研究(消費流通部会)

現在、メダルゲーム機で使用されるメダルサイズは各社各様になっているが、これが原因で様々な問題が生じている。

このため、解決の方策としてのメダルサイズの統一についての調査研究を行う。

(6) JAMMAデータベース構築に関する調査研究(消費流通部会)

高度化するデジタル技術に対応するために製品データを数値化したJAMMAマシンデータベースの更なる充実を図り、より利便性を高めるための具体的な運用に向けての調査研究を行う。

(7) AM機のリサイクルシステム構築に関する調査研究(消費流通部会)

前年度に実施した政府補助事業(九州地区における、使用済みアミューズメントマシンのリサイクルシステム可能性調査事業)での成果をもとに、使用済みアミューズメントマシンのリサイクルについて、全国規模のシステムづくりや業界自主基準の策定のための調

査研究を行う。

(8) 展示会のあり方についての調査研究(AMショー一部会)

将来のアミューズメントマシンショーをより効率的に運営するための中長期的視点からの調査研究を行う。

2. アミューズメントマシン業界に関する技術開発・標準化事業

(880 千円)

(1) 内外の技術基準等検討作業への協力(技術部会)

関係省庁の依頼を受けて内外の技術基準等の検討作業を行う(社)日本電気協会等の規格検討委員会に委員を派遣し、規格検討作業に協力する。

(2) 電気用品安全法に係わる技術基準省令2項への移行に伴う調査研究(技術部会)

電気用品安全法上における技術基準については、電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(電気用品取締法時代からある日本古来の基準)と同省令第2項(IEC規格を日本の風土、事情などを加味して作成したIEC-J規格)の2種類があり、国内で製造、輸入・販売される電気用品はどちらか一方の基準に適合させなければならないことから、業界として必要な対応策について調査研究を行い、会員に対する情報提供を行う。

(3) 海外の各種規制の調査研究(技術部会)

業界に関係する海外規制、特にEUの廃電気電子規格指令(WEEE)及び特定有害物質仕様制限指令(RoHS)についての調査研究を行い、必要に応じて講習会を開催する等、会員に対する情報提供を行う。

(4) アミューズメントマシンの安全確保に関する調査研究(技術部会)

製品安全は、メーカーにとってますます重要な問題となってきている。このため、業界としてのより一層の製品安全の認識を高めるため、最後に改訂してからすでに6年が経過している「アミューズメントマシンの安全確保ガイドライン」の内容を見直すとともに、会員に対し、製品安全に対する考え方を改めて認識頂くためのセミナー等の情報提供活動を併せて行う。

3. アミューズメントマシン産業に関する情報の収集・提供及び展示会・
講習会・研究会等の事業 (8,916千円)

(1) 協会案内誌の整備(調査情報部会-広報委員会)

協会の公式案内誌として「JAMMAプロフィール」を発行しており、協会の理念をはじめとし、組織、事業活動の内容、協会の歴史及び入会案内等、協会情報を発信している。本年度は、デザイン等を含めた抜本的な改定を行う。

(2) 「アミューズメントマシンに親しむゲームの日」のイベント開催

(調査情報部会-広報委員会)

アミューズメントマシン業界の文化性、先進性、健全性を広く一般社会にアピールを図るため、JAMMA、AOU及びNSAの三団体共同事業として11月23日を「アミューズメントマシンに親しむゲームの日」と定めているが、18年度もこの「ゲームの日」の前後に業界のPR、エンドユーザーへのアンケート、全国各地でのイベントの実施等の活動を行い、アミューズメント業界の一般消費者への普及促進を行う。

(3) アミューズメント産業に関する各種情報の収集及び提供(調査情報部会)

協会が行政機関及び関連団体等から収集、入手した情報・資料の中から会員企業の事業活動に有益となる情報・資料を提供する。

(4) JAMMAジャーナル及びホームページによる情報発信(調査情報部会-広報委員会)

協会広報誌として「JAMMAジャーナル」を発行して、関係官庁、内外の関係団体及び会員に配布し、JAMMAの活動内容及びアミューズメントマシン業界の情報を発信する。原則として4月、7月、10月、1月の計4回発行。

また、インターネットにおいても「JAMMAホームページ」を世界に向け発信する。
(URL=<http://www.jamma.or.jp>)

本年度は「JAMMAホームページ」では、トップページのデザインを一新するとともに協会情報の追加など、コンテンツの充実を図る。

(5) アミューズメントマシンショーの開催(AMショー部会)

9月14日～16日の3日間、幕張メッセにおいて、第44回アミューズメントマシンショーを開催する。

4. アミューズメントマシン産業に関する内外関係機関との交流事業

(1,417千円)

(1) 国内関係団体との交流(法務・財務部会)

- (i) (社)全日本アミューズメント施設営業者協会連合会(AOU)と日本SC遊園協会(NSA)との幹部による三団体幹部懇談会を開催し、業界の活性化の増進を図る。特に、当三団体の統合化については平成17年度に特別委員会を設置し、審議を行い、その方向性も提起されたことから、本年度は、「三団体統合準備委員会」を設置し更に実現のための詳細審議に着手する。
- (ii) (社)全日本アミューズメント施設営業者協会連合会(AOU)と全日本遊園施設協会(JAPEA)との三団体合同新春賀詞交歓会を開催する。
- (iii) 映像関連の6団体と映像表現の倫理に関する連絡会を開催し、団体間の情報交換を行なう。JAMMA以外の参加団体は次の通り。

映倫管理委員会

コンピュータエンタテインメント協会(CESA)

日本ビデオ倫理協会

コンピュータソフトウェア倫理機構

コンピュータエンタテインメントレーティング機構(CERO)

- (iv) その他、(社)コンピュータエンタテインメント協会(CESA)及び関連他団体やAM業界の周辺業界、関連業界との連携を保ち、情報収集につとめる。

(2) 海外の業界団体との交流(国際部会)

米国(AAMA、AMOA、IAAPA)、英国(BACTA)の他、韓国、香港及び台湾のアミューズメント業界団体と協力関係の再構築を図り、親善交流を促進する。また、海外マーケットの規制緩和に向けた活動を実施するため各国の規制に関する情報収集を行なう。

なお、今後開放が予想される中国市場については、その動向について情報収集に務め、会員への情報提供を行なう。

このほか、AM機器の輸出入の動向調査及び海外AM産業の市場規模の調査を実施する。

(3) 海外における知的財産権保護のための活動(国際部会、調査情報部会-知的財産委員会)

中国、台湾、韓国を中心として模造行為に対する対策を現地のAM関連団体と協調して実施する。

5. アミューズメントマシンに関する登録事業(2,205千円)

(1) AM機械の表示マーク制度(倫理部会-倫理審査委員会、倫理審査判定委員会)

AM機械の健全性をアピールするための表示マーク制度を「健全化を阻害する機械基準」に基づいて審査を行い、健全な機械の製造、販売及びオペレーションが適切に行われるよう表示マーク制度を積極的に推進する。

また、AMショー等の機会を利用して、表示マーク制度の周知徹底を図るため、啓蒙活動を行う。

なお、本年度は基準の運用が適切に行なわれているか、現状の確認をするための調査を実施する。

(2) AM機に対する規制の動向調査(倫理部会)

AM機に対する、行政機関等の対応について調査し、必要な場合は会員への情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、適切なAM機器開発に有用な情報を提供する。

6. その他

(1)以上のほか、本協会の目的を達成するための必要な事業活動を行う。